

平成21年3月31日

総務大臣  
鳩山邦夫 殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 高橋 温

答 申 書

平成21年1月29日付け諮問第3009号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、第一種指定電気通信設備接続会計規則及び接続料規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

第一種指定電気通信設備接続会計規則及び接続料規則の一部改正  
に対する意見及びその考え方

## 1. 総論

意 見	再 意 見	考 え 方
意見1 今回の接続会計規則及び接続料規則の改正は適切。NGNは発展段階にあり、今後もアンバンドル機能の追加や設定単位の見直しなど、適時・適切に対応することが必要。	再意見1	考え方1
○ 今回の接続会計規則及び接続料規則の改正は、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」の議論を踏まえた適切なものであると考えます。 なお、NGNは発展段階にあり、技術の進展等に伴ってアンバンドル機能の追加や接続料の設定単位の見直しが必要となる可能性があるため、今後も適時・適切に対応する必要があると考えます。 (KDDI)	○ KDDI 株式会社(以下、「KDDI」という。)殿の意見に賛同します。 東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)殿(以下、NTT 東日本及び NTT 西日本を合わせて、「NTT 東西」という。)の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)は第一種指定電気通信設備として、接続事業者の要望する機能については適時・適切にアンバンドルされるべきであり、その接続費用についてもネットワークが本来有すべき機能を備えるための費用とすることを基本に整理すべきです。(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	○ アンバンドル機能の妥当性については、競争セーフガード制度による定期的な検証の対象とされており、総務省においては、技術的に可能であり、過度の経済的負担が生じない場合は、アンバンドルを行うとの基本的考え方に基づき、適宜・適切に対応することが適当である。

## 2. 第一種指定電気通信設備接続会計規則改正関係

意見2 NTT-NGN について、第一種指定電気通信設備接続会計規則における設備区分等の追加は、接続事業者の要望や今後のサービスの展開状況等を踏まえ、適時適切になされることが必要。	再意見2	考え方2
○ 東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」	○ 左記意見に賛同いたします。	○ 接続会計の設備区分等は、接続料算定の基礎

<p>という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)殿(以下、NTT 東日本及びNTT 西日本を「NTT 東西」という。)の次世代ネットワーク(以下、NTT 東西殿の次世代ネットワークを「NTT-NGN」という。)については、今後様々な設備・サービス等の追加がなされると想定されます。従って、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」報告書に関する意見及びその考え方(以下、「報告書意見に対する考え方」という。)の考え方12にあるとおり、接続事業者の要望や今後のサービスの展開状況等を踏まえ、第一種指定電気通信設備接続会計規則における設備区分等の追加は本事案にとどまらず、適時適切になされる必要があると考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>NGNは発展段階にあり、技術の進展等に伴ってアンバンドル機能の追加や接続料の設定単位の見直しが必要となる可能性があるため、今後も適時・適切に対応する必要があると考えます。 (KDDI)</p>	<p>データを提供する機能を有するものであるため、今後、NGNの段階的な発展の中で想定される設備・サービス・機能の追加に対応し、設備区分等を適時適切に見直すことが、接続料算定の適正性・透明性の維持・確保を図る観点から必要である。</p>
<p>意見3 設備区分別費用明細表等に関して、NTT-NGNとそれ以外のネットワークとの分計に加え、この分計結果等を通じたNTT-NGNに係るコストの適正性やコスト削減余地の有無等の検証が必要。</p>	<p>再意見3</p>	<p>考え方3</p>
<p>○ 接続料算定の適正性・透明性の維持・確保を図るためには、今回の改正案にある設備区分別費用明細表、損益計算書、固定資産帰属明細表等におけるNTT-NGNとそれ以外のネットワークとの分計に加え、この分計結果等を通じたNTT-NGNに係るコストの適正性やコスト削減余地の有無等の検証が必要と考えます。 詳細は、「次世代ネットワークに関する接続料算定等の在り方について」報告書案に対する弊社意見書(平成20年12月10日提出)を参照願います。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>		<p>○ 今回の省令改正案では、NGNとそれ以外のネットワークの設備区分別費用明細表等を分けて整理・作成させることとしている。 これは、網使用料算定根拠と相まって、NGNの各アンバンドル機能に帰属すべきコストの適正性を検証可能とするために行うものであるが、NGNの各機能は、実際費用方式で算定するものであるため、コスト削減余地の有無までを接続会計で検証可能とすることまでは必要ないと考える。</p>
<p>意見4 ひかり電話のコストについて、未アンバンドル機</p>	<p>再意見4</p>	<p>考え方4</p>

<p>能とアンバンドル機能のコスト分計に加え、単位当たり接続料を算出の上比較する等の追加的な検証が必要。</p>		
<p>○ 「報告書意見に対する考え方」の考え方 20 においては、「ひかり電話のコストについては、NTT東西の利用部門のみが負担するコスト(未アンバンドル機能分)と接続事業者も負担するコスト(アンバンドル機能分)に分かれるが、両者のコスト分計が適正に行われないと、公正競争上問題が生じることから、NTT東西においては、接続料の認可申請の際には、他事業者の検証容易性にも留意して算定根拠を明らかにすることが必要である」と示されています。この点を踏まえ、「他事業者の検証容易性」確保のため、より実効的な措置とすべく、当該コストの分計に加え、これらの単位当たり接続料(未アンバンドル機能については振替網手数料相当)を算出の上比較する等により、NTT 東西殿と競争事業者間で公正な競争条件が確保されているか否かといった追加的な検証を実施すべきと考えます。</p> <p>また、今回のコストの分計は、公正競争上の懸念を解消するための手段のひとつである以上、今回の整理が許容されたのを理由に更なるアンバンドルが妨げられることは認められないものと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 左記意見に賛同いたします。</p> <p>「次世代ネットワークに関する接続料算定等の在り方について」報告書案に対する当社意見書でも申し上げたとおり、現状「未アンバンドル機能」と整理されているNGNのひかり電話に係る機能についても、NTT東・西の利用部門に対する提供条件に関する会計の透明性を高めることによって、PSTNや接続料原価に算入されるひかり電話等との間でコスト比較を可能とし、公正な競争条件が確保されているか検証することが必要です。そのため、ソフトバンクが提案している単位あたりの接続料を比較する方法を含め、より精緻な検証を行うために必要な措置について、引き続き検討を行うべきと考えます。 (KDDI)</p> <p>○ 未アンバンドル機能のコスト分計については、網使用料算定根拠において明らかにしており、利用部門と接続事業者の負担の公平性については検証可能であるため、単位あたりの接続料を比較する等の追加的な検証は必要ないと考えます。 (NTT東日本、NTT 西日本)</p>	<p>○ ひかり電話のコストについては、アンバンドル機能に帰属するコストと未アンバンドル機能に帰属するコストに分かれるが、両者の分計に用いる通信時間や通信回数は網使用料算定根拠において開示されており、接続料算定の検証可能性に配慮されていることから、これに加えて単位当たりの接続料を比較する等の追加的な検証までは必要ないと考えられる。</p>